

## 事故発生防止のための指針

社会福祉法人豊浦福祉会  
特別養護老人ホーム豊寿苑・虹の郷

### 1. 施設における介護事故発生防止に関する基本的な考え方

当施設では、「人間としての尊厳や安全・安心を阻害するなど、提供するサービスの質に悪い影響を与えるもの」をリスクとして捉え、より質の高いサービスを提供することを目標に介護事故発生防止に努める。そのために必要な体制を整備するとともに、利用者一人ひとりに着目した個別性の高いサービスの提供を徹底し、組織全体で介護事故の防止に取り組むこととする。

### 2. 介護事故発生防止に関する体制

当施設では、介護事故発生の防止に取り組むにあたり、下記の体制を整備する。

#### (1) 事故防止委員会の設置

##### ① 設置目的

施設内での介護事故を未然に防止すると共に、発生した事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行われ、利用者に最善の対応を提供することを目的とする。

##### ② 安全対策担当者

安全対策担当者は、構成委員の中から安全対策担当者養成研修を修了した者を選任する。

##### ③ 事故防止委員会の構成委員

ア) 施設長

イ) 生活相談員

ウ) 介護支援専門員

エ) 看護職員

オ) 介護職員

カ) 管理栄養士

キ) 医師（出席できない場合には、意見を聞くことができる）

ク) その他施設長が必要と認める者

##### ④ 事故防止委員会の開催

定期的に1ヶ月に1回開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行う。事故発生時等必要な際は随時開催する。

##### ⑤ 事故防止委員会の主な役割

ア) マニュアル、事故・ヒヤリハット報告書などの整備

事故未然防止のため定期的にマニュアルを見直し、必要に応じて改正を行う。

イ) 事故・ヒヤリハット報告の分析及び改善策の検討

報告のあった事故・ヒヤリハット報告書を分析し、事故発生防止のための改

善策を検討する。

ウ) 改善策の周知徹底

検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図る。

### 3. 介護事故発生防止における各職種の役割

(施設長)

- ・事故発生防止のための総括管理

(安全対策担当者)

- ・事故発生防止委員会の開催
- ・介護事故対応マニュアルの作成と周知徹底
- ・事故及びヒヤリハット事例の収集、分析、再発防止
- ・事故発生予防のための指針の周知徹底

(生活相談員・介護支援専門員)

- ・緊急時連絡体制の整備（施設、家族、行政）
- ・報告（事故・ヒヤリハット）システムの確立
- ・家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応

(看護職員)

- ・医師、協力病院との連携体制の確立
- ・施設における医療行為の範囲についての整理と明確化
- ・利用者個々の疾病から予測されるリスクの把握と些細な変化への注意

(介護職員)

- ・食事、入浴、排泄、移動等の介助における基本的技術の習得と実践
- ・利用者の意向に沿った対応（無理な介護は行わない）
- ・利用者の疾病、障害等による行動特性についての把握
- ・利用者個々の心身の状態把握とアセスメントに沿ったケアの実践

(管理栄養士)

- ・食品管理、衛生管理の体制整備と管理指導
- ・食中毒予防教育と指導の徹底
- ・緊急時連絡体制の整備（保健所、関係機関等）
- ・利用者の状態に合わせた食事形態の工夫

(医師)

- ・医療行為への対応
- ・看護職員との連携

### 4. 介護事故発生防止のための職員研修に関する基本方針

介護事故発生の防止等に取り組むにあたり、適切な知識の普及及び安全管理の徹底を図るため、事故防止委員会を中心として、介護事故発生防止に関する職員への教育・研修を定期的かつ計画的に実施する。

- ① 定期的な教育・研修（年2回以上）
- ② 新入職員への事故発生防止研修の実施
- ③ その他、必要な教育・研修の実施

## 5. 介護事故発生時の対応に関する基本方針

### (1) 当該利用者への対応

- ① 事故が発生した場合には、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先に行動する。
- ② 関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を講ずる。
- ③ 医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行う。

### (2) 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は事故報告書等により速やかに報告する。報告の際には事故状況の詳細が分かるよう、時系列に沿って事実のみ記載するよう留意する。その後、必要に応じ当該事故に関するカンファレンスを実施する。

### (3) 関係者への連絡・報告

家族等に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。又、事故の発生状況等については、誠意を持って、適切な説明が迅速に行えるよう努める。その他、必要に応じ行政機関等に事故状況を報告する。

### (4) 損害賠償

事故状況により、賠償等の必要性が生じた場合は、当施設が加入する損害賠償保険で対応する。

## 6. 事故発生防止のための取り組み

事故発生防止のために、事故防止委員会にて事故・ヒヤリハット報告書を集計し、事故等の発生時の状況等を分析することにより、事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知した上で実施する。又、立案された防止策については継続的に有効性の評価を行い、有効性が認められな場合には、再度、事故防止委員会にて検討する。

## 7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族が自由に閲覧できるように事業所内に常に設置するとともに、法人のホームページに掲載する。

## 8. その他事故発生防止の推進のために必要な事項

- ① 生活リスク等の発見・把握のための予防措置を講じるよう努める。
- ② 苦情・相談対応体制を活用し、事故発生防止に役立てる。
- ③ マニュアル等は最新の知見に対応するよう定期的に見直しを行う。
- ④ 災害に関しては、防災計画等に準じて行動する。